

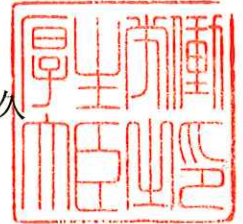
厚生労働省発生食 1213 第 9 号

平成 28 年 12 月 13 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、添加物の規格基準を設定するとともに、同項の食品の規格として、食品中の残留基準を設定すること。

プロピコナゾール

